

Q 事業拡大 法的リスクへの備えは

今まで温めてきたアイデアを形にしようと、創業しました。徐々に軌道に乗せることができ、将来、事業規模を拡大したいと考えています。そのために、法律上のリスクへの対策が必要と感じています。具体的にどのような備えをすればよいでしょうか。



も、経営に与える影響は大きくなるため、法的トラブルに対するリスク管理も重要です。

事業規模の大小にかかわらず、経営とは多くの契約の集まりです。サービスや物を販売する売買契約、原

材料や備品を購入する売買

があります。

契約や会社法のルールは、トラブルがなければ特に意識することはありませんが、ひとたび問題が発生すると、その問題の対応に追われて事業運営に集中す

う。

□もあります。創業者への法的チェックでは、知的財産法など個別の観点からの検証が必要になることもあります。疑問点がある場合には、それぞれの専門家・専門窓口に相談します。

（回答＝中間一裕弁護士）

創業のためのソフト面・ハード面での支援体制が整備され、多くの人が新たに事業を取り組んでいます。創業したいと考えている人や事業規模を拡大したいと

いう人にとって、事業内容の実行や資金調達、販路開拓が主な課題となります。小さなトラブルであって

契約など、経営と契約はついて回ります。

また、株式会社や合同会

社を設立して経営を行う場合には、会社法という法律のルールに沿って会社運営を行なうように気を配る必要

・240）という専用窓

契約、従業員を雇い入れる際の雇用契約、商品の宣伝広告を掲載するための広告契約など、経営と契約はついて回ります。

創業者を含む中小企業向けの法律相談について、トラブルが起きた前に弁護士に相談することをお勧めします。

組織運営など事前相談を

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」